

7月号

2021年度

1みのりニュース

1 今月のトピックス
みのりニュース

2 日々のお悩み相談
みのりの知恵

3 日々のあれこれ
みのり日誌

発行所

一般社団法人みのりサポート

〒536-0005

大阪市城東区中央 2-10-18

TEL 050-3707-6516

HP <http://minor-support.jp>

協賛

戸根行政書士事務所

〒536-0005

大阪市城東区中央 2-10-18

TEL 06-6930-3216

HP <http://office-tone.jp>

宇田行政書士事務所

〒622-0002

京都府南丹市園部町美園町 3-13-12

TEL 0771-63-0165

HP <http://uda-gyouseishosi.com>

“コロナ禍における生活保護の実態”

今年も梅雨があけて、暑い日が増えてきました。いよいよ夏本番という時を迎えておりますが、そのような中にあっても、新型コロナウイルスの感染拡大は、なかなかおさまりません。

先日、コロナ禍で生活保護の申請者、受給者が増えていくという話を耳にしました。昨年度の生活保護の申請件数は228000件以上、前年度から2.3%も増えています。生活保護の申請件数が前年度よりも増加したのは、リーマンショックの影響を受けた2009年度以来のことです。厚生労働省はその原因として、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、再就職が難しいことなどから生活が苦しく追い詰められる人が増えているとしています。

また、新型コロナウイルス感染拡大の長期化を踏まえて設けられた、困窮世帯向けの新たな給付金制度「緊急小口資金」があります。こちらも生活保護と同じく、皆さまそれぞれの、お住まいの市区町村の社会福祉協議会でお申し込み・ご相談を受け付けています。

感染対策のために仕事が減った方々、職を失った方々や、それによって収入が減り、経済的に苦しみを負っている世帯が多くあることと思います。生活保護、緊急小口資金の申請は、いずれもすべての国民に与えられている権利です。このような、万が一の時の生活の支えとなるさまざまな制度があることを知っておくと安心ですね。